

とともに、個別の事例について、公的な第三者（公的管理運営機関？）の審査を行うこととする（←（関連）公的管理運営機関の具体的な業務（検討課題3））。

（要検討事項）

⇒兄弟姉妹等からの提供及び胚の提供（P）の適否を決める審査の審査事項は？

（案）公的管理運営機関は、兄弟姉妹等からの提供（P）及び胚の提供が行われる場合、次に掲げる事項を審査するものとする。

- ・ 精子・卵子・胚の提供による生殖補助医療を受けるための医学的適応の妥当性について
- ・ 適切な手続の下に精子・卵子・胚が提供されることについて
- ・ 夫婦の健康状態、精神的な安定度、経済状況など夫婦が生まれた子どもを安定して養育することができるかどうかについて
- ・ 精子・卵子・胚を提供する人に対する心理的な圧力の観点から問題がないこと（兄弟姉妹等からの提供（P）の場合）

（専門委員会報告書 p 32）

- 本専門委員会としては、これらを総合的に勘案した結果、兄弟姉妹等からの精子・卵子・胚の提供は認めるべきではないとの強い意見も存在したものの、兄弟姉妹等以外に精子・卵子・胚を提供する人がおらず、精子・卵子・胚の提供を受ける人が精子・卵子・胚を提供する人の選別を行うものとは解されない場合には、当該精子・卵子・胚を提供する人やその提供を受ける人に対して、上述の精子・卵子・胚を兄弟姉妹等に提供した場合の弊害の発生の可能性についての十分な説明・カウンセリングが行われ、かつ、当該精子・卵子・胚の提供が生まれてくる子の福祉や当該精子・卵子・胚を提供する人に対する心理的な圧力の観点から問題がないこと及び金銭等の対価の供与が行われないことを条件として、精子・卵子・胚の提供における匿名性の保持の特例として兄弟姉妹等からの精子・卵子・胚の提供を認めるとの結論に達したものである。

⇒兄弟姉妹等からの提供（P）および胚の提供の適否を決める審査会の人的要件に関する基準は？

（案）兄弟姉妹等からの提供（P）及び胚の提供の適否を決める審査会の人的要件に関する基準は、以下のようなものとする。

- ・ 生殖補助医療の医学的妥当性、倫理的妥当性及び提供による生殖補助医療の結果生まれる子の福祉について等を総合的に審査できるよう、医学、

法律学及び児童福祉に関する専門家、カウンセリングを行う者、生命倫理に関する意見を述べるにふさわしい識見を有する者並びに一般の国民の立場で意見を述べられる者から構成されていること

- ・ 委員会は10名前後で構成され、委員のうち2名以上は、医療機関の関係者以外の者が含まれていること
- ・ 委員のうち2名以上は、女性が含まれていること

⇒兄弟姉妹等からの提供（P）および胚の提供の適否を審査する具体的な方法・手続きは？

（3）精子・卵子・胚のコーディネーション業務について

（ア）提供された精子・卵子・胚に関する情報の管理

（イ）提供された精子・卵子・胚をどの人に提供するか決定する業務（マッチング業務）

※ ここで使用する「コーディネーション業務」とは、提供された精子・卵子・胚を適切に希望する人に配分するための調整業務全般を指し、「マッチング業務」とは、提供された精子・卵子・胚を、希望する人のうち誰に与えるのかについて決定する業務そのものを指す。
「コーディネーション業務」の一つとして、「マッチング業務」がある。

（要検討事項）

⇒精子・卵子・胚の需給の情報を全国一元で管理し、それをもとに提供者と提供を受ける者をコーディネートするシステムの構築が必要なのではないか？

（すべての精子・卵子・胚の配分を情報を一元管理する機関に委ねるか？自己の医療施設に適切な精子・卵子・胚が存在しない場合に、情報を一元管理する機関に問い合わせ、情報を一元管理する機関にマッチングや提供をコーディネートしてもらえる程度にとどめるか？十分な提供を得られる見込みのある精子は、コーディネート必要性が薄いため、卵子・胚のみをコーディネート対象とするか？）（検討課題1の宿題）

⇒提供された精子・卵子・胚をどの人に提供するか決定する業務（マッチング業務）について、どのように設定するか？

(案) ① 精子・卵子・胚について提供数 \geq 希望数の場合、
精子・卵子・胚の提供医療機関と実施医療機関が情報交換を行うことにより、必要な精子・卵子・胚を確保することとし、公的管理運営機関はマッチング業務を行わない。

② 精子・卵子・胚について提供数 $<$ 希望数の場合
精子・卵子・胚の提供を受けることを希望する夫婦は必要な情報を公的管理運営機関に登録しておく。

精子・卵子・胚の提供者から提供についての登録があった場合、公的管理運営機関は登録された情報を元にマッチングを行う。

マッチングの結果、優先順位が最も高い夫婦は実施医療機関の倫理委員会の審査（胚提供を受ける場合はさらに公的管理運営機関の審査）を経て、提供を受ける。

⇒マッチングする際の優先順位の基準について、どのように設定するか？
→事務局で基準の原案を作成中

⇒精子・卵子・胚の希望数と提供数をどのように把握するか？
→事務局で原案作成中

⇒卵子のシェアリングの場合における公的管理運営機関の関与はどのようにするか？公的管理運営機関が卵子のシェアリングに係るコーディネートや金銭のやりとりについて提供者と提供を受ける者の間を仲介することとするのか？それとも医療機関同士が仲介することとするのか？（検討課題1の宿題）
→事務局で原案作成中

⇒「卵子の提供を受けなければ妊娠できない夫婦」も、卵子の提供を受けることが困難な場合には、提供された胚の移植を受けることができるが、その際の「卵子の提供を受けることが困難である」ことの具体的な判定は？（検討課題1の宿題）

2 実施医療施設等の監督体制

(1) 実施医療施設の指定及び指導監督業務について

(専門委員会報告書 p 51)

- 公的審議機関の意見を聴いて国が定める指定の基準に基づき、提供された精子

・卵子・胚による生殖補助医療を行う医療施設として、国が指定した医療施設でなければ、当該生殖補助医療を行うことはできない。

(ア) 実施医療施設の指定（許可）

（要検討事項）

⇒指定（許可）に際しての審査方法はどうするか？（検討課題2の宿題）

→事務局で原案作成中

（←検討課題2「実施医療施設の施設・設備の基準及び人的基準について」）

(イ) 実施医療施設の指導監督業務

（要検討事項）

⇒指定（許可）後の監督体制はどうするか？（書類審査に加え、実地調査も行うこととするか？）（検討課題2の宿題）

→事務局で原案作成中

(ウ) 提供医療施設の指定（許可）

（要検討事項）

⇒精子・卵子・胚の提供医療施設も指定（許可）するか？

（案）精子・卵子・胚の提供医療施設を公的管理運営機関（もしくは国）が指定（許可）する。

⇒提供医療施設の施設・設備・機器に関する指定（許可）基準はどのようなものか？

→事務局で原案作成中

⇒指定（許可）に際しての審査方法はどうするか？

→事務局で原案作成中

⇒指定（許可）後の監督体制はどうするか？（書類審査に加え、実地調査も行うこととするか？）

→事務局で原案作成中

(エ) 提供医療施設の指導監督業務

(要検討事項)

⇒指定（許可）後の監督体制はどうするか？（書類審査に加え、実地調査も行うこととするか？）

→事務局で原案作成中